

## 10 へき地の医療

### ■ へき地医療体制の整備

#### 《現状と課題》

##### (1) 無医地区等（無歯科医地区）

- ◆ 本県の無医地区・無歯科医地区の状況は、交通事情の改善により、無医地区が解消し、無歯科医地区が一地区のみとなりましたが、一方では人口減少及び高齢化が進行していることから、無医地区・無歯科医地区に準ずる地区及びその周辺地区も含め、各々の実情に応じたへき地医療確保対策が必要となっています。

##### ■ 無（歯科）医地区

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。

##### ■ 準無（歯科）医地区

無（歯科）医地区には該当しないが、無（歯科）医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県が判断し、厚生労働大臣に協議した地区。

#### 無（歯科）医地区・準無（歯科）医地区の状況

	平成21年10月末	平成26年10月末	令和元年10月末	令和4年10月末
無医地区数	1地区(1市町村)	0地区(0市町村)	0地区(0市町村)	0地区(0市町村)
準無医地区数	8地区(3市町村)	8地区(3市町村)	7地区(2市町村)	5地区(1市町村)
無歯科医地区数	2地区(2市町村)	1地区(1市町村)	1地区(1市町村)	1地区(1市町村)
準無歯科医地区数	6地区(3市町村)	6地区(3市町村)	7地区(2市町村)	5地区(1市町村)

資料：厚生労働省「無医地区等調査、無歯科医地区等調査」

##### (2) へき地における医療の確保状況

- ◆ 県は、平成17年度から、地域医療に一定期間従事することを返還免除要件とする医師修学資金貸与制度を設け、地域医療を担う医師の確保に向けた施策を展開しています。
- ◆ 県は、平成18年度から、「山形県ドクターバンク事業」を実施し、定年を迎える勤務医やU・Iターン等を希望する医師を県内の医療機関での勤務に繋げる施策を推進しました。
- ◆ 県は、実効的な医師確保対策を講じるため、「山形県地域医療対策協議会<sup>※</sup>」での協議及び「山形県医療審議会」の答申を経て、令和2年7月に「山形県医師確保計画」を策定し、へき地を含め必要な医師の確保に向けた取組を進めています。
  - ※ 医療法第30条の23の規定に基づく、都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場。
- ◆ 県は、山形大学医学部との緊密な連携のもと、山形県医師修学資金の貸与を必須とする山形県出身者に限定した地域枠の設定や山形大学医学部生の県内中核病院での臨床実習及び地域医療を担う医師のキャリア形成の推進のための研究を支援し、へき地を含めた医師の県内定着に取り組んでいます。

- ◆ 県は、自治医科大の運営への参画、山形県医師修学資金貸与制度及び東北医科薬科大学修学資金制度を活用し、地域医療を担う医師の確保を進めています。
- ◆ 県は、平成30年度から開始された新たな専門医制度を踏まえ、山形県医師修学資金貸与条例を改正し、専門医の取得などキャリア形成を図りながらへき地などの医師が不足する地域での勤務が可能となる制度に見直しています。
- ◆ 県は、様々な症状の患者に対応できる総合診療専門医について、特に医師の不足している地域における高齢化の進展に伴い、一層需要が高まることが見込まれることから、その養成・確保に取り組んでいます。また、医師が不足している地域においても、住民が様々な症状に応じた質の高い医療を受けることができるよう、医療連携体制の構築を推進していきます。
- ◆ 本県では、二次保健医療圏ごとに自治体病院が地域医療の中心的役割を担っており、自治体病院における医師の充足状況は、全ての病院で標準数を満たしていますが、地域では医師不足が続いており、今後も地域医療を担う医師の確保が必要となっています。

### 県内病院における医師の充足状況

	開設者	病院数	医師の標準数を満たす病院数	医師の標準数を満たさない病院数	充足している病院の割合
一般病院	国立	3	1	2	33.3%
	県立	4	4	0	100.0%
	市町村等	19	19	0	100.0%
	民間その他	27	23	4	85.2%
	計	53	47	6	88.7%

資料：県医療政策課「令和4年度立入検査結果」

- ◆ 市町村は、地域住民への医療の確保を目的として、へき地診療所を運営しており、県内には19か所のへき地診療所があり、県は、へき地診療所の設備整備・運営支援を行っていますが、へき地診療所における継続した診療日数の確保が課題となっています。
- ◆ 県内には、主に歯科診療を行う過疎地域等特定診療所<sup>※</sup>として西川町立大井沢歯科診療所と大蔵村歯科診療所があります。  
※ 過疎地域等において、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科の診療を行っている診療所
- ◆ 県は、市町村が行う準無医地区における保健指導事業や無歯科医地区・準無歯科医地区における歯科保健指導、歯科健診、歯科予防処置等の歯科保健事業を支援しています。
- ◆ 県は、平成24年11月からドクターヘリの運航を開始し、へき地を含めた県内全域における救急医療搬送体制を整備しています。

へき地診療所の状況（令和5年7月時点）

二次保健医療圏名	市町村名	診療所名	診療日数
村山	上山市	山元診療所	週1日
	西川町	西川町立岩根沢診療所	月1日
		西川町立小山診療所	月1日
		西川町立大井沢診療所	月1日
朝日町	朝日町立北部診療所	週1日	
最上	金山町	町立金山診療所	週5日
	真室川町	真室川町立釜淵診療所	週2日
		真室川町立及位診療所	週1日
	大蔵村	大蔵村診療所	週5日
	戸沢村	戸沢村中央診療所	週5日
置賜	南陽市	南陽市国民健康保険小滝診療所	月2日
	飯豊町	飯豊町国民健康保険診療所附属中津川診療所	週3日
庄内	酒田市	飛島診療所	週5日※
		松山診療所	週2日
		地見興屋診療所	月2日
		升田診療所	月1日
		青沢診療所	月1日
	鶴岡市	鶴岡市国民健康保険上田沢診療所	週1日
		鶴岡市国民健康保険大網診療所	週3日

資料：県地域医療支援課調べ

※ 遠隔TV診療日を含む

（3）へき地における診療の支援状況

- ◆ 県は、山形県地域医療支援機構<sup>※1</sup>及び山形県地域医療支援センター<sup>※2</sup>を設置し、各関係機関との調整のもと、「山形県地域医療対策協議会」での協議の上、自治医科大学卒業医師及び医師修学資金等貸与医師をへき地医療拠点病院<sup>※3</sup>から市町村立の医療機関等へ派遣しています。
  - ※1 平成16年12月設置。へき地診療所等からの代診医（医師の確保が困難な地域における診療の支援を目的として非常勤で派遣される医師）の派遣要請等広域的なへき地医療支援の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を実施する機関。県が事務局となり、事業を一体的に実施。
  - ※2 平成27年4月設置。県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保支援等を行う機関。県が事務局となり、取組を一体的に実施。
  - ※3 平成16年12月に二次医療圏ごと医療機関一カ所を指定。
- ◆ 県は、へき地医療拠点病院から派遣しやすい体制整備に向け、必要とする派遣医師の配置に努めるほか、県医師会と連携し、女性医師の確保対策として平成27年度に開設した山形県女性医師支援ステーションによる子育てやキャリアアップなどに関する相談体制を整備するとともに、就労環境改善や仕事と家庭が両立できる働きやすい職場環境づくりに取り組む病院へ支援することで、派遣中の病院を支える医師の確保に取り組んでいます。

- ◆ 県は、山形県医療勤務環境改善支援センター※を設置し、医療機関における勤務環境改善のために必要な支援に取り組むことで、へき地の医師を含め、離職することなく働き続ける環境づくりを支援しています。

※ 平成 27 年 4 月設置。医療機関からの勤務環境改善に係る相談を一義的に受け、医療労務管理分野と医療経営分野の専門的アドバイザーが必要な支援を行う機関。県が事務局となり、取組を一体的に実施。

### へき地医療拠点病院からの派遣状況（令和 5 年 4 月時点）

へき地医療拠点病院	派遣先市町村名	派遣先	派遣日数
県立中央病院	尾花沢市	尾花沢市中央診療所	週 1 日
	朝日町	朝日町立病院	週 1 日
県立新庄病院	真室川町	町立真室川病院	週 3 日
	最上町	最上町立最上病院	月 2 日
	金山町	町立金山診療所	週 1 日
	戸沢村	戸沢村中央診療所	週 1 日
公立置賜総合病院	飯豊町	飯豊町国民健康保険診療所	週 1 日
		飯豊町国民健康保険診療所 附属中津川診療所	週 1 日
日本海総合病院	酒田市	飛島診療所	週 2 日※
		松山診療所	週 3 日
		鶴岡市立荘内病院	週 1 日

資料：県地域医療支援課調べ

※ 4～10 月のみ派遣

- ◆ 本県のへき地医療拠点病院が取り組む事業の内、厚生労働省が示す「主要 3 事業<sup>※1</sup>」及び「必須事業<sup>※2</sup>」の実施状況については、主要 3 事業に掲げられている、「医師派遣」及び「代診医派遣」をすべての病院で実施しているとともに、主要 3 事業以外の必須事業に掲げられている「遠隔診療」を複数の病院で実施しています。

※ 1 へき地医療拠点病院におけるへき地への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣及び代診医派遣

※ 2 へき地医療拠点病院の事業の内、いずれかは必須で実施すべきとされている以下の事業。

- ・ 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関する事。
- ・ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関する事。
- ・ 遠隔医療等の各種診療支援に関する事。

### へき地医療拠点病院における事業実施状況（令和 4 年度実績）

へき地医療拠点病院	事業内容（○：必須事業 ●：主要 3 事業）		
	巡回診療○●	代診医派遣●及び 医師派遣○●	遠隔診療○
県立中央病院	—	89 回	—
県立新庄病院	—	228 回	848 回
公立置賜総合病院 <sup>※</sup>	—	116 回	—
日本海総合病院 <sup>※</sup>	—	177 回	10 回

資料：県地域医療支援課調べ

※ 同グループ内のへき地診療所等への支援も含む

- ◆ へき地医療拠点病院のほかに、社会医療法人みゆき会は上山市山元診療所へ代診医を派遣し、へき地診療を支援しています。
- ◆ 県は、令和 4 年度から、医療スタッフが限られるへき地診療所を受診する患者が、看護師等から診察と情報通信機器の利用介助を受けながら、病院にいる医師からオンライン診療を受けるモデル事業を実施し、効果や課題を検証しています。

## 《目指すべき方向》

「山形県医師確保計画」に基づき、へき地を含めた県全体の医師確保・定着に向けた実効的な医師確保対策を、山形大学医学部をはじめ、関係機関との連携により進めていきます。

### (1) へき地医療に従事する医師の確保

- へき地医療に従事する医師の継続的な確保に努めます。

### (2) へき地における医療体制の確保

- 地域住民への医療提供を確保し、24時間365日対応できる体制を整備します。

### (3) へき地における診療を支援する体制の整備

- へき地医療拠点病院等の関係機関と連携し、へき地診療を支援する体制の充実を図ります。

目 標 値							
項 目	現 状 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
へき地医療拠点病院からの代診医派遣先数	11 か所	12 か所以上	12 か所以上				
へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

[県地域医療支援課調べ]

## 目指すべき方向を実現するための施策

### (1) へき地医療に従事する医師の確保

- ・ 県は、山形大学医学部との緊密な連携のもと、山形県医師修学資金の貸与を必須とする山形県出身者に限定した地域枠の設定及び地域医療を担う医師等のキャリア形成の推進のための研究を支援し、へき地を含めた医師の県内定着を推進します。
- ・ 県は、自治医科大学の運営への参画、医師修学資金貸与制度及び東北医科薬科大学修学資金制度を活用し、地域医療を担う医師の確保に努めます。
- ・ 県は、様々な症状の患者に対応できる医師（総合診療専門医等）の養成・確保を支援します。
- ・ 県は、山形大学医学部や地域の中核病院及び各保健所と連携し、医学生に対する地域医療への動機づけ事業を実施します。
- ・ 県は、医学生段階から地域医療への理解と関心を高めてもらうため、山形大学医学部における卒前臨床実習の一部を、へき地も含めた地域の中核病院で実施するプログラムへ支援を行います。

- ・ 県は、医師の高齢化等により県内の診療所が減少していることから、診療所医師の後継者確保対策の検討を行います。
- ・ 県は、県内医療機関等が医師少数区域等で勤務する医師を県内外から確保するための、独自の取組を支援します。

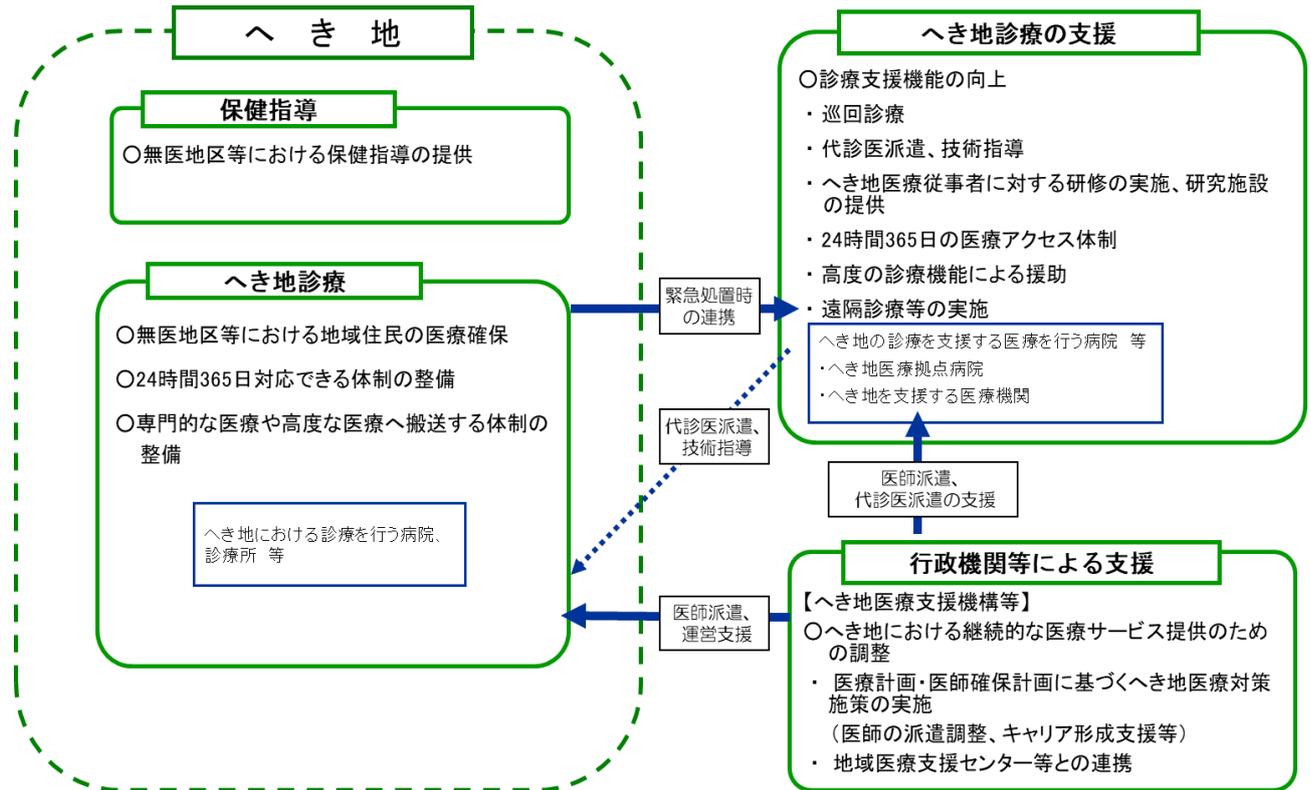
## (2) へき地における医療体制の確保

- ・ 関係市町村は、へき地において住民が適切に医療を受けることができるよう、引き続きへき地診療所を運営するとともに、交通手段の確保などに努めます。
- ・ 県は、へき地に暮らす住民の通院手段を確保するため、市町村が行う通院車両の整備等を支援します。
- ・ 県は、へき地診療所の設備整備・運営に対し、支援します。
- ・ 県は、関係機関と連携し、へき地医療に従事する看護師等医療従事者の確保に努めます。
- ・ 県は、市町村が行う準無医地区における保健指導事業や無歯科地区・準無歯科医地区における歯科保健指導、歯科検診、歯科予防処置等の歯科保健事業を支援します。
- ・ 県は、情報通信技術（ICT）を活用した遠隔医療に対して支援します。
- ・ 県は、ドクターヘリ等を活用したへき地における救急医療体制及び広域搬送体制の確保に努めるとともに、住民が様々な症状に応じた質の高い医療を受けることができるように、医療連携体制の構築を推進していきます。

## (3) へき地における診療を支援する体制の整備

- ・ 県は、山形県地域医療支援機構の機能であるへき地医療対策における調整機関として、代診医派遣等の各種へき地医療対策事業を円滑かつ効率的に実施します。
- ・ 県は、関係機関との調整のもと、「山形県地域医療対策協議会」での協議の上、自治医科大学卒業医師及び修学資金貸与医師等の効率的・効果的な配置調整を行うとともに、へき地医療を担う医師の動機付け支援やキャリア形成に配慮したプログラムを運用します。
- ・ 県は、関係機関との調整のもと、各地域の実情に応じたオンライン診療の運用モデルを構築し、効果や課題の検証を行います。
- ・ 県は、へき地医療拠点病院から代診医を派遣しやすい体制の整備に向け、必要とする派遣医師の配置に努めるとともに、独自の取組への支援による勤務医等の確保や女性医師の就労環境改善に取り組む病院に対する支援、女性医師の就業継続を支援する山形県女性医師支援ステーションを運営します。
- ・ 県は、山形県医療勤務環境改善支援センターの機能であるへき地診療所等の勤務環境の改善を支援します。
- ・ へき地医療拠点病院は、山形県地域医療支援機構の指導・調整のもと、へき地診療所等からの患者の受入れ、代診医派遣などへき地診療を支援するための取組を実施するとともに、県は、へき地医療拠点病院による代診医派遣を支援します。

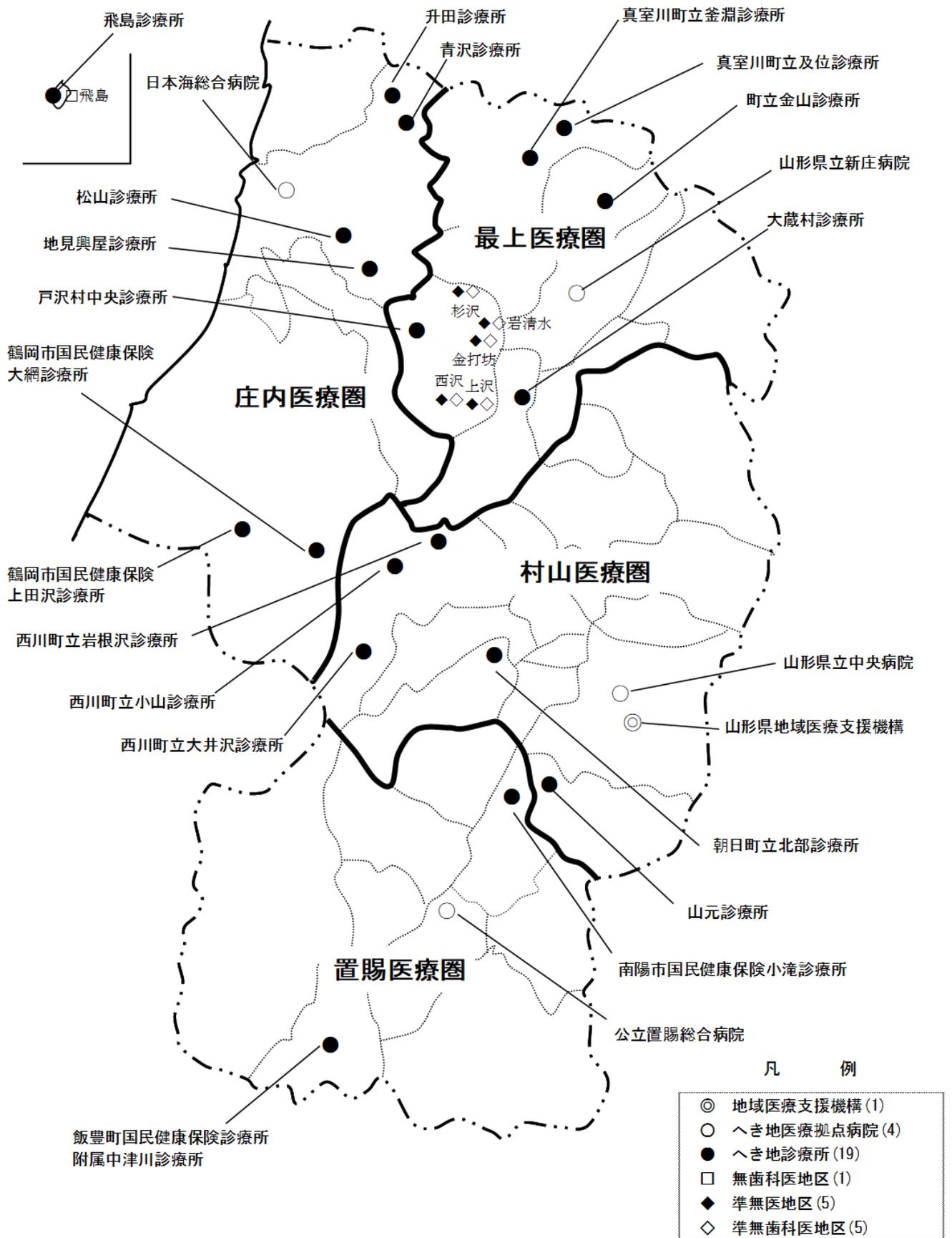
# へき地医療の体制



	【保健指導】	【へき地診療】	【へき地診療の支援医療】
機能	へき地における保健指導	へき地における診療	へき地の診療を支援する医療
目標	●無医地区等における保健指導の提供	●無医地区等における地域住民の医療の確保 ●24時間365日対応できる体制の整備 ●専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制の整備	●診療支援機能の向上
求められる事項の目安	●保健師等による実施 ●特定地域保健医療システムの活用 ●地区の保健衛生状態の把握 ●保健所、最寄りへき地診療所等との緊密な連携に基づく地区の実情に応じた活動	●プライマリケアの診療が可能な医師 ●巡回診療の実施 ●必要な診療部門、医療機器等 ●へき地診療所診療支援システムの活用 ●特定地域保健医療システムの活用 ●へき地医療拠点病院等との連携 ●へき地医療拠点病院等における研修等への参加	●へき地医療拠点病院支援システムの活用 ●へき地診療所支援システムの活用 ●巡回診療等による医療の確保 ●へき地診療所への代診医の派遣及び技術指導、援助 ●へき地の医療従事者に対する研修の実施、研究施設の提供 ●遠隔診療等の実施 ●行政のへき地における医療確保の事業への協力 ●24時間365日、医療にアクセスできる体制の整備 ●高度診療機能による、へき地医療拠点病院の診療活動の援助 ●巡回診療、医師派遣、代診医派遣（主要3事業）のいずれか月1回以上あるいは年12回以上の実施 ●必須事業のいずれか年1回以上の実施
課題	○へき地医療に従事する医師の確保		○へき地医療支援体制の充実
評価目標	へき地医療拠点病院からへき地医療機関への代診医派遣先数 へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合 へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合		

[厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」へき地の医療提供体制構築に係る指針より]

へき地保健医療対策現況図



資料：県地域医療支援課調べ

個別施策

数値目標

成果目標

山形大学医学部等と連携した、へき地を含めた医師の県内定着の推進
自治医科大学の運営への参画及び医師修学資金制度を活用した地域医療を担う医師の確保
様々な症状の患者に対応できる医師（総合診療専門医等）の養成・確保
へき地医療に従事する看護師等医療従事者の確保
診療所医師の後継者確保対策の検討
へき地医療拠点病院から代診医を派遣しやすい体制整備を支援
へき地診療所の設備整備・運営を支援
情報通信技術（ICT）を活用した遠隔医療を支援
ドクターヘリ等を活用したへき地における救急医療体制及び広域搬送体制の確保
関係機関との調整のもと、各地域の実情に応じたオンライン診療の運用モデルの構築、効果・課題の検証

へき地医療拠点病院からの代診医派遣先数	
現状値	目標値
11か所 (R5)	12か所以上 (R11)

へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合	
現状値	目標値
100% (R5)	100% (R11)

へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	
現状値	目標値
100% (R5)	100% (R11)

へき地医療に従事する医師を継続的に確保し、24時間365日対応できる地域住民への医療提供体制を整備

へき地の医療体制を構築する病院等（令和6年3月時点）

		保健指導	へき地診療	へき地診療の支援医療
二次保健医療圏	村山		朝日町立病院 西川町立病院 （山元診療所） （西川町立岩根沢診療所） （西川町立小山診療所） （西川町立大井沢診療所） （朝日町立北部診療所）	国立大学法人山形大学医学部附属病院 ○ 山形県立中央病院 みゆき会病院
	最上	最上町立最上病院 町立真室川病院 （真室川町立釜淵診療所） （真室川町立及位診療所）	新庄徳洲会病院 最上町立最上病院 町立真室川病院 （町立金山診療所） （真室川町立釜淵診療所） （真室川町立及位診療所） （大蔵村診療所） （戸沢村中央診療所）	○ 山形県立新庄病院 新庄徳洲会病院 最上町立最上病院 町立真室川病院
	置賜	吉川記念病院 白鷹町立病院 小国町立病院	川西湖山病院 白鷹町立病院 小国町立病院 （南陽市国民健康保険小滝診療所） （飯豊町国民健康保険診療所附属中津川診療所）	○ 公立置賜総合病院 白鷹町立病院
	庄内	（飛島診療所）	（飛島診療所） （松山診療所） （地見興屋診療所） （升田診療所） （青沢診療所） （鶴岡市国民健康保険上田沢診療所） （鶴岡市国民健康保険大網診療所）	○ 日本海総合病院

※ ○ → へき地医療拠点病院  
（ ） → へき地診療所